

保育所・施設一覧表

認可保育所（５０音順）

	施設名	法人名	所在地	電話	FAX番号	理事長・代表取締役	園長	開設年月
1	あゆみ	(社福) 徳心会	新 町 9-2153-3	30-5553	30-5570	関根 陸雄	濱中 美穂	令和2年4月
2	今井	(社福) 光道会	今 井 2-1125-2	31-5856	31-6665	橋本 光正	橋本 貴志	昭和42年9月
3	今寺	(社福) 今寺保育園	今 寺 1-531-2	31-1268	33-3389	関塚 文比古	勝野 智信	昭和49年4月
4	青梅	(社福) 青梅福祉会	滝ノ上町 1274-1	22-2872	22-2878	山崎 善孝	板橋 仁美	平成5年4月
5	青梅梨の木	(社福) 梨の木福祉会	河 辺 町 6-12-3	24-7481	24-7485	嶋田 稔	山田 浩美	昭和53年4月
6	青梅みどり第一	(社福) 青梅みどり福祉会	師 岡 町 4-8-8	23-3600	23-3750	高橋 誠	宇津木 博宣	昭和49年4月
7	青梅みどり第二	〃	師 岡 町 1-113-20	24-7400	24-8047	〃	浜中 茂	昭和53年4月
8	青梅ゆりかご	(社福) 青梅ゆりかご保育園	東 青 梅 5-18-55	24-4455	24-9655	高橋 利昌	丸山 ナナコ	昭和49年4月
9	おそき	(社福) 小曾木福祉会	小 曾 木 4-2227-1	74-5315	74-5359	柳内 敏久	新居 一彦	昭和35年2月
10	かすみ	(社福) 青梅みどり福祉会	東 青 梅 6-1-12	22-2235	21-3513	高橋 誠	伊藤 英彦	平成5年4月
11	かすみ台第一	(社福) かすみ台福祉会	大 門 2-253	31-5760	31-9690	池田 公男	塚本 智信	昭和40年4月
12	かすみ台第二	〃	野 上 町 3-12-1	23-3045	22-1511	〃	伊藤 いづみ	昭和46年4月
13	かすみ台第三	〃	谷 野 191-1	31-1293	31-3126	〃	森本 淑子	昭和49年4月
14	河辺	(社福) 河辺保育園	河 辺 町 4-20-12	22-1321	25-2202	市川 薫	一宮 みのり	昭和46年4月
15	上長渚	(社福) 上長渚保育園	長 淵 7-311	23-1569	22-1400	岩浪 正明	田中 伸佳	昭和44年6月
16	駒木野	(社福) 駒木野保育園	駒 木 町 2-46-1	22-4804	21-5342	武藤 勝則	藤野 唯基	昭和42年4月
17	新町	(社福) 新町保育会	新 町 2-21-9	31-5302	32-7631	松永 優	青木 直子	昭和41年8月
18	新町西	〃	河 辺 町 7-14-2	31-1429	32-7633	〃	廣瀬 純子	昭和47年4月
19	新町東	〃	新 町 8-5-2	31-2363	32-7632	〃	松井 一代	昭和45年4月
20	鈴の音	(社福) 鈴風会	大 門 3-4-5	31-7841	32-7633	笠 盛人	笠 盛人	昭和54年4月
21	ちがせ	(社福) 千ヶ瀬保育会	千ヶ瀬町 3-389-0	21-5342	21-5342	武藤 勝則	藤野 唯基	昭和43年4月
22	友田	(社福) 友田保育園	友 田 町 1-1-1	21-5342	21-5342	武藤 勝則	藤野 唯基	昭和42年4月
23	長渚	(社福) 長渚保育園	長 淵 7-311	23-1569	22-1400	岩浪 正明	田中 伸佳	昭和44年6月
24	成木	(社福) 成木保育園	成 木 町 2-46-1	22-4804	21-5342	武藤 勝則	藤野 唯基	昭和42年4月
25	にこ森	(株)モアスマイルプロジェクト	新 町 2-21-9	31-5302	32-7631	松永 優	青木 直子	昭和41年8月
26	梅郷	(社福) 梅郷福祉会	梅 郷 町 1-1-1	21-5342	21-5342	武藤 勝則	藤野 唯基	昭和42年4月
27	畑中	(社福) 畑中保育園	畑 中 町 1-1-1	21-5342	21-5342	武藤 勝則	藤野 唯基	昭和42年4月
28	日向和田	(社福) 日向和田保育園	日 向 和 田 2-31-1	21-5342	21-5342	武藤 勝則	藤野 唯基	昭和42年4月
29	二俣尾	(社福) 二俣尾保育園	二 俣 尾 4-1067	76-0809	76-0809	増澤 秀丸	増澤 正見	昭和52年4月
30	三田	(社福) 修敬会	沢 井 2-843	78-8021	78-8021	鈴木 直人	鈴木 慶子	昭和46年4月
31	よしの	(社福) よしの保育園	柚 木 町 2-312-1	76-0809	76-0809	増澤 秀丸	増澤 正見	昭和47年4月

●見学を希望する場合は希望の保育所に直接ご連絡してください。
 なお、「認定こども園」「小規模保育事業」「家庭的保育事業」を申し込む場合は事前の見学が必須となります。

認定こども園

	施設名	区分	所在地	電話	FAX番号	設置者	園長	開設年月
1	青梅エンゼル保育園	地方裁量型	新 町 8-3-8	31-8125	32-4312	村上 喜美夫	村上 順一郎	平成22年11月
2	四恩幼稚園	幼稚園型	天ヶ瀬町 1032	21-2121	22-6686	築山 滋	築山 滋	昭和30年9月※1
3	青梅幼稚園	幼稚園型	河 辺 町 7-2-3	31-0373	31-0334	横山 牧人	横山 牧人	昭和25年12月※2

小規模保育事業

	施設名	区分	所在地	電話	FAX番号	連携保育所	開設年月
1	ちいさな鈴	小規模保育事業	末 広 町 2-7-34	27-3328	同左	鈴の音保育園	平成24年10月
2	NICOLANDほいくえん	小規模保育事業	新 町 4-18-9	34-9181	34-9182	にこ森保育園	平成28年6月
3	あんじゅ保育園	小規模保育事業	藤 橋 2-494-1	27-5138	31-1898	青梅ゆりかご保育園	平成29年4月

家庭的保育事業

	施設名	区分	所在地	電話	FAX番号	連携保育所	開設年月
1	井梅 清美	家庭的保育事業	今 寺 5-4-17	34-9768		今寺保育園	平成27年4月

※1保育部分は令和3年4月
 ※2保育部分は令和6年11月

認可保育所保育内容

	保 育 所 名	認可 定員	年齢別取扱い人員					保育標準時間		延長保育時間			保育短時間	
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	始	終	始	終		始	終
1	あ ゆ み	40	5	7	7	7	14	7:30	18:30	6:30 18:30	7:30 19:30	2時間	8:30	16:30
2	今 井	140	9	24	26	26	55	7:30	18:30	18:30	19:00	30分		
3	今 寺	120	9	16	23	24	48	7:00	18:00	18:00	19:30	1時間30分		
4	青 梅	100	8	12	17	19	44	7:00	18:00	18:00	19:00	1時間		
5	青 梅 梨 の 木	110	9	18	20	21	42	7:00	18:00	18:00	19:30	1時間30分		
6	青 梅 みどり第一	110	9	18	20	21	42	7:00	18:00	18:00	20:00	2時間		
7	青 梅 みどり第二	100	9	17	18	18	38	7:00	18:00	18:00	19:30	1時間30分		
8	青 梅 ゆ り か ご	102	12	15	18	19	38	7:00	18:00	18:00	19:00	1時間		
9	お そ き	110	9	15	20	21	45	7:15	18:15	18:15	19:15	1時間		
10	か す み	80	9	12	14	15	30	7:00	18:00	18:00	19:00	1時間		
11	か す み 台 第一	190	15	25	30	38	82	7:00	18:00	18:00	19:30	1時間30分		
12	か す み 台 第二	210	15	35	40	40	80	7:00	18:00	18:00	19:30	1時間30分		
13	か す み 台 第三	70	6	12	13	13	26	7:00	18:00	18:00	19:00	1時間		
14	河 辺	170	14	25	28	34	69	7:00	18:00	18:00	19:30	1時間30分		
15	上 長 渚	110	9	18	20	21	42	7:00	18:00	18:00	19:00	1時間		
16	駒 木 野	110	12	18	20	20	40	7:00	18:00	18:00	20:00	2時間		
17	新 町	160	9	20	30	32	69	7:00	18:00	18:00	19:30	1時間30分		
18	新 町 西	165	12	23	30	33	67	7:00	18:00	18:00	19:30	1時間30分		
19	新 町 東	170	12	24	30	34	70	7:00	18:00	18:00	19:30	1時間30分		
20	鈴 の 音	80	5	9	12	18	36	7:00	18:00	18:00	19:00	1時間		
21	ち が せ	150	12	20	24	30	64	7:00	18:00	18:00	19:30	1時間30分		
22	友 田	110	6	15	20	22	47	7:00	18:00	18:00	19:00	1時間		
23	長 渚	95	9	10	15	19	42	7:30	18:30	18:30	19:00	30分		
24	成 木	65	6	10	12	12	25	7:15	18:15	18:15	18:45	30分		
25	に こ 森	54	6	6	6	12	24	7:00	18:00	18:00	19:00	1時間		
26	梅 郷	70	6	10	12	14	28	7:15	18:15	18:15	19:15	1時間		
27	畑 中	100	12	14	16	17	41	7:00	18:00	18:00	19:00	1時間		
28	日 向 和 田	80	8	10	14	16	32	7:00	18:00	18:00	19:30	1時間30分		
29	二 俣 尾	45	3	5	8	9	20	7:15	18:15	18:15	18:45	30分		
30	三 田	40	3	5	6	7	19	7:15	18:15	18:15	18:45	30分		
31	よ し の	65	3	10	12	13	27	7:30	18:30	18:30	19:00	30分		
	計	3,321	271	478	581	645	1,346							

◎ 年齢別取扱い人員等は、変更となる場合があります。

◎ 保育所では入所当初、お子さんが保育所に慣れるまでの間、短時間
詳しくは各保育所にお問い合わせください。

◎ 入所を希望する保育所を決定する前に、各保育所の見学を行ってください。

◎ 各保育所では、育児相談を行っております。詳しくは各保育所にお尋ねください。

◎ 上記の延長保育時間は変更になる場合があります。実際の御利用に当たっては、利用日時や利用方法について、事前に各保育所に御相談ください。

●開所時間が園によって異なります。

この案内は、各保育所からの情報提供により作成しております。詳しくは各保育所にお問い合わせください。

令和9年4月1日現在

	保 育 所 名	保育所実施事業等の状況						
		0 歳 児 保 育	障害児保育	病児保育	一時預かり	子育て広場	送迎バス	保護者送迎用 駐車場
1	あ ゆ み	42日を経過した翌月1日から	○	自 園 型				63台
2	今 井	56日を経過した翌月1日から	○					13台
3	今 寺	56日を経過した翌月1日から						12台
4	青 梅	56日を経過した翌月1日から	○					4台
5	青 梅 梨 の 木	56日を経過した翌月1日から	○					7台
6	青梅みどり第一	56日を経過した翌月1日から	○	自 園 型		○		7台
7	青梅みどり第二	56日を経過した翌月1日から	○					11台
8	青 梅 ゆ り か ご	56日を経過した翌月1日から	○	自 園 型	③			7台
9	お そ き	56日を経過した翌月1日から	○	自 園 型		○	○	10台
10	か す み	56日を経過した翌月1日から	○			○		8台
11	か す み 台 第 一	56日を経過した翌月1日から	○	自 園 型				14台
12	か す み 台 第 二	56日を経過した翌月1日から	○	自 園 型				50台
13	か す み 台 第 三	56日を経過した翌月1日から	○	自 園 型				10台
14	河 辺	56日を経過した翌月1日から	○	自 園 型	⑩	○		5台
15	上 長 淵	56日を経過した翌月1日から	○	自 園 型	⑤			20台
16	駒 木 野	56日を経過した翌月1日から	○			○		22台
17	新 町	56日を経過した翌月1日から						10台
18	新 町 西	56日を経過した翌月1日から	○	自 園 型		○		8台
19	新 町 東	56日を経過した翌月1日から		自 園 型				7台
20	鈴 の 音	6か月を経過した翌月1日から	○					9台
21	ち が せ	56日を経過した翌月1日から	○	自 園 型				25台
22	友 田	56日を経過した翌月1日から	○			○		20台
23	長 淵	56日を経過した翌月1日から	○	自 園 型	③・定③	○		10台
24	成 木	56日を経過した翌月1日から	○	自 園 型			○	30台
25	に こ 森	56日を経過した翌月1日から	○			○		8台
26	梅 郷	56日を経過した翌月1日から	○		③	○		8台
27	畑 中	56日を経過した翌月1日から	○	自 園 型	⑩・定③	○		13台
28	日 向 和 田	56日を経過した翌月1日から	○			○		10台
29	二 俣 尾	5か月を経過した翌月1日から	○					15台
30	三 田	5か月を経過した翌月1日から	○		③		○	20台
31	よ し の	6か月を経過した翌月1日から	○					5台
			28園	15園	7園	12園	3園	—

◎ 障害児保育…あらかじめ入所を希望する保育所に必ず御相談ください。

◎ 病児保育(自園型)…実施する保育所に通所している児童が保育
迎えに来るまでの間、実施保育所において

◎ 一時預かり(定)…定期利用保育を実施しています。詳しくは保育

◎ ○数字は定員です。

◎ 送迎用バスの運行ルート・運行時間・費用等は、各保育所にお問い合わせください。

● 0歳時保育の受け入れ開始日が園
によって異なります。

入所申込みから入所までの流れ

〈各種申込み方法〉

① <窓口での申込みの場合>

申込み締切日までに必要な書類(P33 参照)を下記受付場所にお持ちください。(先着順ではありませんが、締切間際や連休前は混雑の恐れがありますので余裕をもってお越しください。)

受付場所		青梅市こども育成課(市役所1階12B 窓口)
申込期間	4月一次入所	令和8年11月18日(水) ~ 令和8年12月11日(金)
	4月二次入所	令和9年2月1日(月) ~ 令和9年3月10日(水)
申込締切日	5月入所	令和9年4月15日(木)
	6月入所	令和9年5月14日(金)
	7月入所	令和9年6月15日(火)
	8月入所	令和9年7月15日(木)
	9月入所	令和9年8月13日(金)
	10月入所	令和9年9月15日(水)

- 電子申請や郵送申請を利用する場合は、注意事項をよくお読みください。
- 申込期限も窓口申請の締切日と異なります。

※受付時間は午前8時30分から午後5時まで(木曜日は午後8時まで)

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始は窓口での申請を受け付けておりません(電子申請は期間中いつでも申請を受け付けております)。



▲電子申請用
QRコード

② <Logo フォーム(電子)での申込みの場合>

①に記載の申込締切日の5日前必着です(該当日が土・日・祝日の場合には、前開庁日必着)。

※電子で申込みをされた場合には、お手数をおかけいたしますが、必ず青梅市こども育成課保育・幼稚園係までご連絡いただきますようお願いいたします。

※提出された書類に不備があった場合、記載内容について確認することがありますので、確実に連絡が取れる連絡先でお申込みください。認定事由に該当しないと判断した場合、利用調整の対象にならないことがあります。また、不足書類がある場合、電話で連絡いたします。不足書類の提出締切日は①に記載の申込締切日となりますので、必ず提出してください。提出がない場合は、入所・転園希望月の利用調整の対象にはなりません。

③ <郵送での申込みの場合>

郵送先は、【〒198-8701 青梅市東青梅 1-11-1 青梅市役所こども育成課保育・幼稚園係】です。

①に記載の申込締切日の5日前必着です(該当日が土・日・祝日の場合には、前開庁日必着)。

※郵送で申込みをされた場合には、お手数をおかけいたしますが、必ず青梅市こども育成課保育・幼稚園係までご連絡いただきますようお願いいたします。

※申請書類については、「P33 保育施設利用申込みの提出書類チェックリスト」をご確認ください。

※提出された書類に不備があった場合、記載内容について確認することがありますので、確実に連絡が取れる連絡先でお申込みください。認定事由に該当しないと判断した場合、利用調整の対象にならないことがあります。また、不足書類がある場合、電話で連絡いたします。不足書類の提出締切日は①に記載の申込締切日となりますので、必ず提出してください。提出がない場合は、入所・転園希望月の利用調整の対象にはなりません。

※書類の遅れや不着の場合については、選考対象とはなりませんのでご注意ください。

※書類は到着確認が出来る郵送方法(簡易書留やレターパック等)で提出してください。到着確認の問い合わせには対応できません。

※郵送事故等による書類の遅れや不着については、市は一切責任を負いません。予め御了承ください。

申込み



利用調整

保育所等の募集人数に応じて市が定める利用調整基準表にもとづき、点数が高い順に保育所等の入所を決定します。



利用調整結果通知書・給付認定通知書の発送

4月一次入所:1月末ごろ / 4月二次入所:3月下旬ごろ / 5月～3月入所:申込月下旬ごろ



決定

後日、入所が決まった保育所等から連絡がいきます。
説明会等に出席をし、必要な手続きを行ってください。



保留(待機)

申込書は年度内有効のため、再度の申請は不要です。希望
先の変更や申込みの取下げを行う場合は、次回の締切日
までに手続きをしてください。

※保留となった場合は初回のみ通知します(4月二次保留
通知については、一次で保留となった方にも通知します)。

MEMO

保育の必要性の認定について

保育所等の利用を希望される場合は、保育の必要性の認定が必要になります。

《 認定区分 》

区分		保育の必要性	年齢	利用施設
1号	教育	なし	満3歳以上	幼稚園、認定こども園（教育）
2号	保育	あり (別表参照)		保育所、認定こども園（保育）
3号			満3歳未満	保育所、認定こども園（保育）、地域型保育など

《 教育・保育施設 》

施設種別	内 容
幼稚園	幼児教育を行う施設
保育所	保育（20人以上）を行う施設
認定こども園	幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設
地域型保育	少人数（19人以下）を対象とした家庭的保育、小規模保育、

《 保育の必要性の事由と認定期間および保育標準時間、保育短時間について 》
就労や育児休業など保育を必要とする事由により、保育の必要性の認定が認められ、保育時間が決まります。

事由が変更となる場合は、必ず届出が必要となります。

※ 保育時間の変更は書類が提出された翌月からになります。

- 保育所等の利用を希望する場合は、「就労」など該当する事由による、保育の必要性の認定が必要となります。
- 事由によって、保育時間が異なります。ご注意ください。

○ 保育標準時間 1日最大 11時間（各施設が定めた時間）

○ 保育短時間 1日最大 8時間（8：30～16：30）

事由	有効期間	保 育 時 間
就労	就労期間が満了する月の末日まで	標準時間
出産	出産予定月の翌々月の末日まで	標準時間
疾病・障害等	入院、療養を要しなくなる月の末日まで	標準時間
介護・看護	介護を要しなくなる月の末日まで	標準時間
災害復旧	災害の復旧が終了する月の末日まで	標準時間
求職	90日が経過する月末まで	短時間
就学	就学期間が終了する月の末日	標準時間
児童虐待・DV	保育を要する期間	標準時間
育児休業	満1歳に達する年度の翌年度4月末日または満1歳6か月になる月末のどちらか遅い期日まで	短時間
その他	上記に類するもの	上記事由に準じる

認定の有効期間は、原則、1号・2号は小学校就学前まで、3号は満3歳の誕生日の前々日までとなりますが、事由によって変わります。3歳になり3号から2号への変更については、市で変更いたします。

保育標準時間は、保育短時間に変更できます。希望される方は手続きをしてください。

《 保育所等の認定基準および必要書類について 》

保護者（父・母）が以下の条件により児童の保育を必要とすると認められる場合、保育所等を利用することができます。以下の条件を満たすことを証明する書類を申請書に添付してください。

事 由	必 要 書 類	児童の保育を必要とすると認められる要件
就 労	就 労 証 明 書 （4月入所申込みは令和8年9月以降、それ以外は3か月以内に発行されたもの）	居宅外で、週2日以上（日曜日は含まない。）で、かつ、実務で週12時間以上の仕事をしていることを常態としている場合 ※自営等も同様の条件とします。
	育 児 休 業 就労証明書の「育児休業の取得」・「育児のための短時間勤務制度利用の有無」にも必要事項を記入	内職で、月収 15,000 円以上（産後1年未満は、月収 10,000 円以上）の実績がある場合 ※月収を証明する書類の提出が必要です。
出 産	・母子手帳の写し ・出産予定日報告書	出産の場合（出産予定月を挟んで前後2か月の計5か月以内） ※ 出産要件の前後も、出産以外の要件に該当していること。
疾病・障害等	・診断書または障害者手帳の写し ・病気等状況報告書	保護者が病気や負傷または心身に障害があり、療養をしなければならない場合（診断書は、4月入所申込みは令和8年9月以降、それ以外は3か月以内に発行されたもの）
介護・看護	・診断書または障害者手帳や介護保険被保険者証等の写し ・介護・看護状況報告書	長期にわたる病気や負傷で療養または心身に障害のある親族の看護に常時当たっている場合（診断書は、4月入所申込みは令和8年9月以降、それ以外は3か月以内に発行されたもの）
災害復旧	具体的状況を証明する書類	地震、火災や風水害などの災害に遭い、家屋の破損のため復旧等に当たっている場合 ※事前にこども育成課保育・幼稚園係に御相談ください。
就 学	・在 学 証 明 書 ・授業カリキュラム	週2日以上（日曜日は含まない。）で、かつ、週12時間以上、居宅外で、就学または技能習得を行っている場合（自動車教習所・パソコン教室は認められません）。原則として、学校法人の学校、専門学校など
求 職	求職は、保育所等に入所後3か月以内に就労することが条件です。 （保育所等に入所後3か月目の15日までにこども育成課保育・幼稚園係に就労証明書を提出していただきます。※3月のみ10日が締切になります。）	
不 存 在	※現況を報告していただく場合があります。	
その他、上記事由に該当しない場合は、こども育成課保育・幼稚園係に御相談ください。		
注1 提出された書類の内容に虚偽の事実（就労していないのに証明書だけ書いてもらった、介護の実能がないなど）が発覚した場合、保育所等の利用決定を 注2 提出していただいた書類の内容について、随時理由により市役所に来庁いただく場合もあります。 注3 保育児童の安全確保のため、申込書に保育児童が疾病等で定期通院している、障害等がある場合は、利用申込みの前にあらかじめ希望保育所等への相談が必要です。なお、このような場合には、身体障害者手帳・愛の手帳等の所持状況の申告が必要となります。 注4 「内定」での就労証明書を提出した場合、実際に仕事を始めてから再度就労証明書を提出していただきます。内定先と異なる所へ就労した場合、虚偽の証明と判断し、保育所等の入所が解除（退園）されます。 注5 保育の必要性の事由等を変更するための一部書類はホームページに電子データを掲載しており、電子申請や郵送による手続きも可能です。手続き内容を事前に御確認の上、御対応をお願いいたします。なお、保育の事由等の変更により保育所等に預けられる期間や時間が増える場合があります。		

●事由によって、必要書類が異なります。

申込み上の注意

<希望園について>

認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業（※）ができます。認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業を希望する場合は、希望先の募集が0人でも退園・転園等で空きが生じる可能性があります。

●アレルギーや障害・集団保育にあたって配慮が必要な疾病を有する場合は、事前に必ず希望園に受け入れ可能か確認をお願いいたします。

<食物アレルギー等があるお子さんについて>

食物アレルギー等の種類や在園児童の除去対応人数などにより、申込み前にお子さんと一緒に入所を希望する全ての保育所等に見学・相談を行い、希望する全ての保育所等に見学・相談してください。申込み時にも改めて市から希望園へ受け入れ可能かの確認を行いますので、見学に行っていない場合は申込みを受け付けできません。

<障害・集団保育にあたって配慮が必要な疾病を有するお子さんについて>

お子さんの状態や保育所等の体制等によって受け入れ可能状況が異なりますので、必ず申込み前にお子さんと一緒に入所を希望する全ての保育所等に見学・相談を行い、保育所等で受け入れが可能か確認してください。申込み時にも改めて市から希望園へ受け入れ可能かの確認を行いますので、見学に行っていない場合は申込みを受け付けできません。

<0歳児保育について>

保育所等によって0歳児保育の受け入れ可能月齢が異なります。認可保育所保育内容(P18.19)または各保育事業の案内ページ(P20-30)をご確認の上、申込みください。

<青梅市外の保育所等を希望する場合>

市区町村により申込方法等が異なるため、希望する保育所等が所在する市区町村に「提出先」、「申込締切日」、「必要書類」、「申込条件」等を確認し、希望先の市区町村の締切日の1週間前までに青梅市こども育成課に申込みをしてください。

※希望先の市区町村に転出予定がある方は、直接、希望先の市区町村にお申込みください。

<青梅市外からの申込みについて>

市外から申込される際はご確認ください。



▲転入予定者
必要書類

① 転入予定がある方（青梅市民として選考）

青梅市に転入予定の方は青梅市の申込締切日までに青梅市こども育成課で申請をしてください。

必要書類	・申込書類一式(青梅市様式) ・転入に関する誓約書(青梅市様式) ・賃貸借契約書または売買契約書の写し
提出先	青梅市こども育成課 ※転入前の申込みは仮申込みのため、入所希望月の前月末日までに青梅市へ転入(住民票を異動)し、青梅市こども育成課の窓口で本申込みを行わない場合は、入所が決まっても取消しとなります。

② 転入予定がない方（青梅市民の選考後に空きがあれば選考）

転入予定がない方は青梅市の締切日の1週間前までに、現在お住まいの(住民票がある)自治体で申込みをしてください。

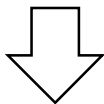
年齢	必要要件	必要書類	提出先
0歳から2歳	① 保護者どちらかの勤務地が青梅市にある場合または青梅市が通勤経路の場合 ② 里帰り出産をする場合(出産予定月とその前後2か月の計5か月に限る)	申込書類一式(住民票がある市区町村の様式)	現在お住まいの(住民票がある)自治体
3歳から5歳	上記要件がなくても申し込み可能		

<兄弟姉妹の同時申込について>

兄弟姉妹二人以上を同時に申込みする場合は、条件の選択が必要です。次の条件を確認し、申込書下部「兄弟姉妹で同時に申し込む場合」の該当する項目に✓してください。

兄弟姉妹のいずれか一人のみの入所が決まった場合でも保育施設を利用しますか？

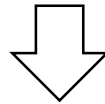
はい



一人だけでも利用できる保育施設があれば入所決定をします。

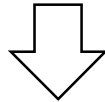
「一人だけでも利用を希望する」に✓の上、兄弟姉妹が同時に入所できる場合もあるため、次の条件も設定してください。

いいえ



兄弟姉妹全員が、同時に同じ保育施設を利用できる場合のみ利用しますか？（別々の施設になる場合は利用しない）

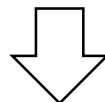
はい



兄弟姉妹全員が同時に同じ保育施設を利用できる場合のみ入所決定をします。

「全員同時に同じ保育所等を利用できなければ利用しない」に✓してください。

いいえ



兄弟姉妹全員が別々の保育施設でも同時に入所できる場合は入所決定をします。

「全員が同時に利用できるなら、別々の保育所等でも利用する」に✓をし、次の条件を設定してください。

兄弟姉妹で同時入所できる場合

・同じ保育所等優先

	上の子	下の子
第1希望	○	×
第2希望	○	○
第3希望	×	○

・希望順位優先

	上の子	下の子
第1希望	○	×
第2希望	○	○
第3希望	×	○

※○…入所可能園 色付き…入所決定園

●ご兄弟で申し込みされる際は事前にご確認お願いいたします。
記載に誤りがあると、ご希望通り、入園できない場合がございます。



保育施設利用申込みの提出書類チェックリスト



確認	提出書類	申請前に必ず、ご確認をお願いいたします				必要数	
☐	令和9年度 教育・保育施設利用定申請書 兼 保育所等利用申込書	該当する項目を全て記入してください。				必須	1 通
☐	同意書	該当しない項目を含めて全て確認し、内容確認欄に✓した上で署名してください。					1 通
☐	保育を必要とする事由を証明する書類	父	母			該当するものいずれか	父母各1通
		☐	☐	就労	就労証明書		
		☐	☐	育児休業	就労証明書		
		—	☐	出産	・母子手帳の写し ・出産（予定）日報告書		
		☐	☐	疾病・障害等	・診断書または障害者手帳の写し ・病気等状況報告書		
		☐	☐	介護・看護	・診断書、障害者手帳、介護保険被保険者証等の写し ・介護・看護状況報告書		
		☐	☐	就学	・在学証明書 ・カリキュラム		
		☐	☐	求職	※提出書類はありません		
☐	☐	その他	こども育成課保育・幼稚園係までお問い合わせください				
☐	保育所等入所事前連絡票	入所を希望している子が障害やアレルギー、集団保育において配慮が必要な疾病を有する等の場合 ※申請前に入所を希望される保育所等へ相談が必要となります				該当する方のみ	1 通
☐	愛の手帳または障害者手帳の写し	同居の家族が障害を有する場合					1 通
☐	転入に関する誓約書	転入予定の場合のみ					1 通
☐	売買契約書・賃貸借契約書等の写し						1 通
☐	※電子申請・郵送申請の場合のみ必要	(1)顔写真付きの本人確認書類 1 点		・マイナンバーカード ・運転免許証 ・旅券（パスポート） ・在留カード ・療育手帳 など		電子申請・郵送申請の場合のみ	(1) 1 通 (2) 2 通
	申請者の本人確認書類の写し ※(1)または(2)のいずれかの書類を添付してください。	(2)顔写真なしの本人確認書類 2 点		・住民票の写し ・健康保険証 ・年金手帳 ・各種医療証 など			